岡本の国会での答弁

177-参-農林水産委員会-16 号 平成 23 年 08 月 23 日

○紙智子君 体外被曝を受けないようにするのは当たり前の話で、やっぱりその掛かっている、やらなくてもいいようなことをやらせてしまうということですから、これに対してはちゃんと、県任せとか 農民任せにしないで、国がそれに対して支援をするという形を取ってほしいと思います。

それから、牛の全頭検査についてなんですけれども、八月の十六日、仙台で、肉牛農家、それからJA宮城と、それから県の担当者から話を聞いたんですけれども、宮城の場合は屠畜場は一か所使っていて、検査規模に合わせて処理頭数が一日九十頭だと。検査機器が全然足りないわけですよね。簡易検査を含めて抜本的に増やして、滞りなく検査できるようにしてほしいというふうに要求しているんですけれども、やっぱり万全を期すということで、検査機器は、例えば大学の研究室や民間など、国が借り上げてフル動員で動かせるようにするということ、それから出荷停止している県の全頭検査にとどまらず、検査の必要性を求めているところ、こういうところも、都道府県ですね、全頭検査を認めるべきではないかと思うわけです。

これからまだセシウム、三十年とか掛かるわけですから、これから先のことを考えても、この検査機器の確保や検査費用の支援というのが、これ拡充しておく必要あると思うんですけれども、これいかがでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 御指摘の牛肉の放射性物質の全頭検査につきましては、原子力 災害対策本部が出荷制限の解除の要件の一部として関係県に求めているほか、今御指摘があり ましたけれども、そのほかの生産県においても、消費者の安心の確保の観点から実施が検討され ていると承知をしておりまして、厚生労働省として積極的に全頭検査体制の整備を支援していると ころでございます。

七月二十九日には、必要な検査体制を確保できるよう、簡易計測機器の技術的な要件を定めるとともに、牛の計画出荷が図られるための対応について示したところでもございます。また、関係省庁と協力しながら近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築するなど、都道府県等の食品中の放射性物質検査が速やかに実施されるよう協力をしているところでもございます。

今後とも関係省庁としっかり連携をしていく必要があると思いますし、委員御指摘のとおり、大学でもこういった計測ができる機器があるところ、既に一部文科省からの報告を得ておりますけれども、こういったところにも要請ができるような体制をつくっていく必要があるんだろうというふうに考えています。

○紙智子君 それともう一つ、出荷先の都道府県の検査体制の強化ということも急がれていまして、 宮城も岩手も八割、九割が東京に出荷なんですね。ところが、その東京の屠畜場でも検査できる 体制がないと。国は出荷先の自治体と調整すべきであって、そのために必要な検査費用も国が負担すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 今の御指摘のとおり、現時点で宮城県、これから出荷再開をするというふうに聞いておりまして、まずは県内の屠畜場に出荷をされるというふうに理解をしております。 今後、出荷数が増えるに従って東京など県外にも出荷をしていくという形になるであろうというふうに考えておりまして、検査機器の整備、これが急がれるというのは御指摘のとおりだと思います。 いずれにしても、関係するそういった都道府県、委員御指摘の例えば東京であれば東京都等に

働きかけるなど、必要な検査体制の確保についてしっかりと構築をしていく必要があるということは 事実だろうと思っています。